

# 令和5年度県産農林水産物消費拡大プロモーション事業 委託業務仕様書

## 1 委託業務名

令和5年度県産農林水産物消費拡大プロモーション事業委託業務

## 2 目的

原油価格や資材等の物価高騰の影響を受けた生産者や消費者を支援するため、地元テレビ局の情報番組やSNS等の広報媒体を活用した情報発信及び農林水産物直売所での店頭プロモーション等で県産農林水産物の品質の高さや安全性をPRし、プレミアム付商品券による消費喚起との相乗効果によって継続的な消費拡大につなげる。

## 3 履行場所及び履行期間

履行場所：愛媛県の指示する場所

履行期間：契約締結日から令和6年3月31日（水）まで。※

※本業務は繰越予定であり、履行期間は、愛媛県・受託者協議のうえ、契約変更する予定。

[繰越後の履行期間（予定）：令和6年7月31日（水）まで\*]

\*以下、便宜上、繰越後の履行期間の範囲で実施スケジュール等を記載する。

## 4 事業内容

受託者は、本業務の実施を通じて、愛媛県産の米、野菜、果樹、畜産物、水産物、林産物等（以下「農林水産物」という。）やその加工品の品質の高さや安全性、魅力を訴求するよう効果的かつ効率的なプロモーションを実施すること。また、愛媛県が取り組む「農林水産物直売所プレミアム付商品券事業」と連動したプロモーションや、県内の農林水産物生産販売関係団体と連携を図り、最大限の効果を創出すること。

プロモーションごとに最適な時期を提案し、愛媛県と協議の上決定すること。

### (1) 地元テレビ局の情報番組等を活用した情報発信

愛媛県が取り組む「農林水産物直売所プレミアム付商品券」の利用期間中（令和6年3月16日（土）から5月31日（金）の間（予定））に地元テレビ局の情報番組等を活用して、農林水産物直売所への誘客を図ると共に県産農林水産物等の魅力を発信する。

- ①活用するテレビ局や、放送時間、番組、コーナー枠、1回あたりの放送時間等を具体的に提案すること。また、既存の番組やコーナー枠等を提案する場合は、視聴者層や視聴率等のデータを併記すること。
- ②「農林水産物直売所プレミアム付商品券」と連動した事業となるよう、農林水産物直売所の効果的な紹介を行うこと。
- ③農林水産物やその加工品の紹介に加え料理の紹介など、県民が県産農林水産物を購入し、消費につながる内容を盛り込むことが望ましい。

- ④単純な農林水産物の紹介ではなく、視聴者に有益なコンテンツを提案すること。  
例：よい食材の見分け方、どこで購入できるか、食材の保存方法等
- ⑤紹介する農林水産物については、旬や品目、県内各地域のバランスを考慮し提案すること。なお、紹介する農林水産物直売所や農林水産物は愛媛県と協議の上決定すること。
- ⑥番組内で紹介する農林水産物直売所や使用する農林水産物等の購入や出演者との調整は受託者が行う。
- ⑦視聴者アンケートを実施し、取りまとめること。アンケートの項目は愛媛県と調整すること。アンケートの回答目標数は、各回100名以上とする。

## (2) WEB、SNS等を活用した広告配信

- ①広告媒体は、ターゲットへの到達確度の高いメディアを選択するものとし、目的に応じた最適な配信方法や配信回数を目安を示した上で、愛媛県と協議の上、決定すること。
- ②広告配信を行う広告媒体を具体的に提案すること。
- ③提案する広告配信のプロモーションごとに、例えば、ウェブサイト訪問者数やInstagramのフォロワー数等の数値目標を設定すること。
- ④広告に使用する素材は受託者において制作するものとし、広告を最適化するための動画、画像、コピーライティングの編集についても受託者において実施すること。

## (3) 農林水産物直売所での店頭プロモーション

愛媛県が取り組む「農林水産物直売所プレミアム付商品券」の利用期間中に、「“えひめの食” 応援キャラバン隊（仮称）」を結成し、農林水産物直売所の店頭で料理実演や試食等を行い、県産農林水産物等の魅力を発信する。

- ①実施期間：令和6年3月16日（土）から5月31日（金）
  - ②実施場所：愛媛県が取り組む「農林水産物直売所プレミアム付商品券事業」の参加登録店舗から、受託者と愛媛県が協議して決定する。
  - ③実施回数：24回程度 } 上記①の期間中のうち、集客や認知度効果の高い土、日、祝日などを想定
- ※キックオフイベントとして、3月16日（土）の実施を盛り込むこと。
- ④店頭プロモーション1回あたりの実働時間は、3時間程度とする。
  - ⑤「“えひめの食” 応援キャラバン隊（仮称）」は、プロモーションの実演者（○大使、○○隊、料理系インフルエンサー、料理研究家、生産者、受託者社員など）を可能な限り具体的に提案すること。
  - ⑥上記⑤のプロモーション実演者の手配や調整については受託者で行う。
  - ⑦店頭プロモーションで使用する農林水産物の購入は受託者で行う。
  - ⑧店頭プロモーションにあたり、官公庁への手続きが必要な場合はすべて受託者で行う。
  - ⑨来場者アンケートを実施し、取りまとめること。アンケートの項目は愛媛県と調整すること。アンケートは期間中5回（箇所）以上実施し、回答目標数は各回100名以上とする。

## 5 ターゲット

本事業は、県内に居住する30代以上の県産農林水産物の購買層を主なターゲットとして想定しているが、上記「4 事業内容」のプロモーションごとに最適なタ

ーゲットについて受託事業者で検討の上、提案することとし、これらを基礎資料として、愛媛県と受託者で協議の上、決定するものとする。

## 6 業務の実施方法

### (1) 業務の実施体制

受託者は、契約締結後、速やかに業務計画書を提出し、愛媛県の承認を受けるものとする。また、業務計画書には、次の事項を記載することとし、記載内容に追加又は変更が生じた場合は、速やかに愛媛県に報告するものとする。

- ①業務内容 ②業務詳細工程表 ③業務実施体制及び組織図
- ④総括責任者、業務責任者及び各業務担当者及びその者の主要業務経歴

### (2) 業務に関する打合せ

契約締結後、ただちに本業務に必要な情報等について、打合せを開始する。業務に関する打合せは適宜実施するものとし、議事録については受託者が作成し、速やかに提出すること。

本業務は関係者が多数に渡ることが想定されるため、綿密に打合せを行い、進捗に応じてその都度、必要な情報提供を行うなど、当該業務を適正に執行すること。

## 7 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払い方法は、契約時に愛媛県と受託者が協議の上、決定する。

## 8 成果物

受託者は、次の成果物を愛媛県へ提出すること。

- (1) 事業報告書、アンケート実施報告書：紙媒体1部、電子媒体1部
- (2) 広報業務で作成した各種広告物：紙媒体1部、電子場依頼1部

## 9 検査

- (1) 受託者は、本業務を完了したときは、速やかに愛媛県に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、自らの責に帰すべき理由による成果物の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補足その他処置を執るものとする。

## 10 再委託の承認

受託者は、本業務の一部を再委託する際は愛媛県の承認を受けるものとする。

## 11 調査等

愛媛県は、必要があると認められるときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

## 12 その他

### (1) 守秘義務等について

受託者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## (2) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」及び「愛媛県情報セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。また、本事業上で取引を行う事業者等の協力者に対しても、情報セキュリティについての徹底を促すこと。

## (3) 著作物の譲渡等

受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に愛媛県に無償で譲渡するものとする。

ただし、「4（1）地元テレビ局の情報番組等を活用した情報発信」で制作、放送したテレビ番組の著作権は、制作したテレビ局に帰属するものとする。この場合、受託者は、当該コンテンツの利用やホームページへの掲載、地産地消意識の促進等を目的とするイベント等での利用など必要な範囲で、愛媛県及びその指定する者の二次利用を無償で許諾するものとし、当該二次利用可能期間は、契約期間及び契約終了後1年間とする。

また、当該著作物のうち受託者が従前より保有するものの著作権は、受託者に留保されるものとし、受託者は愛媛県及びその指定する者の必要な範囲で愛媛県及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

## (4) その他留意事項について

- ①受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかなければならない。
- ②本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度愛媛県と協議を行い、指示に従うこと。
- ③感染症等が拡大する恐れがある場合には、本事業の遂行について、愛媛県と受託者が協議を行うものとする。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

#### (保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

#### (安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

#### (複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

- 第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- (1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- (2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- (3) 第58条第1項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの
- (4) 第58条第2項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの
- (5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第67条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であつた者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第176条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

## 第8章 罰則

第176条 行政機関等の職員若しくは職員であつた者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第73条第5項若しくは第121条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第180条 第176条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。